

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

1. 私（申請者）と配偶者（以下「夫婦」という。）は、結婚祝い金交付後、転出することなく、住民基本台帳に同一世帯として登録され、市に居住し、同居します。
2. 申請書類の内容に虚偽があった場合又は結婚祝い金返還請求書を受けた場合は、速やかに結婚祝い金を返還します。
3. 結婚祝い金交付後、夫婦の両方又は一方が桜川市外に転出した場合、又は婚姻を解消した場合、速やかに、市に報告するとともに、桜川市結婚祝い金事業補助金交付要綱第6条に基づき結婚祝い金の全額を直ちに返還します。
なお、結婚祝い金の返還金については、申請者が返還します。
4. 本申請に当たり、市が申請者及び配偶者の市税等に債務履行について、照会を行うことに同意します。
5. 同一人との再婚ではありません。
6. 上記1・4を確認するに当たり、市が本市の住民基本台帳の照会を行うことに同意します。
7. 同一の世帯に属する者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

上記の通り誓約いたします。

桜川市長 様

年 月 日

住所 _____

申請者（自署） _____

配偶者（自署） _____